



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要について<続報>

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付されます。

○申請開始日 3月8日～を予定

○給付対象について

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者

②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者

※県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店等は対象となりません。

○現在の状況

3/1に一時給付金HPが開設され、仮登録(申請ID取得)が可能となっています。

○申請から給付までの流れ

① 申請IDの 発番	①一時支援金ホームページへアクセスする 検索サイトで「一時支援金」で検索 (https://ichijishienkin.go.jp/)	事業者 で実施
	②一仮登録(申請ID発番)するボタンを押して、電話番号、メールアドレスを入力し、申請区分を選択して、仮登録する	
	③入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成されます	
② 事前確認	書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する ※登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください	商工会 等に依 頼する こと
	登録確認機関の確認を受ける(商工会・金融機関・会計事務所等) 商工会では現在、事業確認機関への登録作業を進めています。	
③ 一時支援金 の申請	マイページにて①基本情報、②売上額、③口座情報を入力	事業者 で実施
	必要書類を添付 ●確定申告書類の控え ●売上減少となった月の売上台帳等の写し ●本人確認書類の写し ※スマホなどの写真画像でも可(できるだけきれいに撮影してください)	



一時支援金の申請 → 審査後口座に入金

○②の事前確認について

現在、商工会では事業確認機関への登録作業を進めており、会員事業者様につきましては、電話・対面にて事前確認が可能となる見込みです。詳細が確定しましたら再度ご案内します。

*申請IDにつきましては、申請IDの発番を事前に取得する必要がありますので上記の表の①申請IDの発番を事前に取得してください。また事前確認には、申請IDの他に氏名・生年月日・電話番号(法人は法人番号)が必要です。

○お問合せ先

【一時支援金事務局 相談窓口】電話：0120-211-240